

令和6年8月13日

障害児通所支援事業所 御中

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課長

株式会社恵が運営する障害児通所支援事業所の利用児童への支援について（依頼）

本市は、児童福祉法（平成22年法律第164号。以下「法」という。）の規定に基づき、株式会社恵が運営する市内障害児通所支援事業所に対し、指定取消及び指定の一部効力停止の行政処分を決定いたしました。

指定取消の決定を行った事業所につきましては、その効力発生日より障害児通所支援事業所として運営を行うことができません。

このため、本市として、当該障害児通所支援事業所の利用児童が継続的にサービスを受けられるよう、必要な支援を行ってまいります。

つきましては、利用児童・保護者の利用希望をふまえた利用調整につきまして、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 処分の内容

名称	所在区	定員	本市の利用者数	処分内容 (効力発生日)
放課後等デイサービスふわふわ	緑	10人	19人	指定取消 (10月1日)
こどものデイふわふわの家	緑	10人	21人	一部効力停止3月 (9月1日)
ZIP KIDS	緑	10人	0人	指定取消 (10月1日)

※利用者数は、本市の支給決定者数であり、令和6年6月サービス利用分

2. 利用者支援

(1) 市・関係機関等の役割

区 分	役 割
名古屋市	・事業者への行政指導、利用状況の把握 ・専用相談窓口の設置・運営※ ・利用児童の受入体制の確保、受入可能施設の把握 及び情報提供
障害者基幹相談支援センター	・現在、支援しているケースがある場合の相談支援 事業所が行うモニタリング、利用調整の支援
相談支援事業所	・モニタリング、利用調整
障害児通所支援事業所	・利用児童の受入（緊急や一時的な受入含む）

※令和6年5月から設置している、株式会社恵が運営する障害者グループホームに関する電話相談窓口にて、障害児通所支援に関する相談についてお受けしています。

・専用電話番号：0120-238-066（通話料不要）

・受付時間：月曜日から金曜日（祝日除く）、午前9時から午後7時

(2) 利用児童及び保護者への支援

・利用児童・保護者の利用希望に基づいた利用調整・受入を行ってください。

・本件に係る利用調整により、定員を超える児童を受け入れた場合については、**定員超過利用減算を適用しない取り扱い**とします。

(3) 名古屋市への状況報告（必要な場合）

・受け入れた児童の状況や調整状況について、「やむを得ない定員超過理由書」をご提出ください。

<問い合わせ先>

名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課
指定・指導監査担当 伊藤

電話 052-972-3187

FAX 052-972-4440

E-Mail: a2520-02@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp